

掲示板設置報告

1. 設置概要

平成 29 年 1 月 21 日 掲示板設置済み

場所：西団地近隣のポケットパーク及び防集団地

第 2 期戸建公営住宅近隣のポケットパーク

2. 設置状況

西団地



県道東側



3. 設置結果

西団地



県道東側



協議会設置の掲示板について

○概要

閑上地区まちづくり協議会が、設置場所の土地所有者である名取市の許可を得て、公園などの整備が着手されるまでの期間に、設置・運用する掲示板である。

設置場所 ・ 西第一団地（2018年1月～9月頃※）

・ 防集団地及び第2期戸建公営住宅（2018年1月～9月頃※）

※名取市設置予定の本設掲示板の設置まで

○目的

①協議会の広報活動

ex) パンフレット, ニュースター, まちづくり提案書, 参加募集, 主催イベント など

②地域住民にとって有用・有益な情報を発信する? ex) 行政, 関連イベント など

③情報を発信する場を提供する? ex) 支援団体イベント, 企業イベント など

④近隣住民のコミュニケーションを促す?

街区公園・ポケットパークの使い方を知ってもらう, 近隣住民による公園管理へ関心を

○運用方法

・ 目的①, ②の場合、世話役会で掲示物を承認し、世話役や事務局が掲示・撤去を行う。

目的③の場合、協議会へ掲示依頼のあった掲示物を、世話役会で承認し、[依頼者 or 世話役や事務局]が掲示・撤去を行う。町内会は特例?

・ 掲示物に関する世話役内での認識共有の必要性あり

参考 名取市有料広告掲載に関する要綱

第3条 (広告の範囲)

次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 青少年の健全育成を害するもの
- (7) 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (9) その他広告掲載を行う広告として不適当であると市長が認めるもの